子どもの権利ニュース

第25号

編集責任：日弁連子どもの権利委員会　2022年12月1日

未成年後見制度の実情と課題

～子どもの権利擁護のための活動にご理解を～

子どもの権利委員会副委員長　浜田　真樹（大阪弁護士会）
子どもの権利委員会幹事　平谷　優子（広島弁護士会）
子どもの権利委員会幹事　小坂　昌司（福岡県弁護士会）

1　未成年後見人の活動

未成年後見人は、親権者のない子どもが成人するまでの間、親権に関する事項について「親権を行う者と同一の権利義務を有する」（民法857条）者として、子どもに関わっていくことになります。このうち、特に身上監護の側面において重要なのは、子どもの権利擁護の視点を持つことです。未成年被後見人は児童養護施設や里親宅、親族宅等で生活していることが多いですが、その生活の場で子どもの権利が守られているか、さらには自身のことについて自由に意見を表明する権利や機会が確保されているか、といった部分への目配りが期待されます。これらが不十分な場合には、措置権者（児童相談所）や親族との間で十分に話し合うことが必須であり、場合によっては養育場所の変更を視野に入れねばならないこともあるでしょう。

また、中学校卒業以降の子どもの場合、就職や進学等で自立していくに当たり、住まいの決定、就職先や進学先の決定、携帯電話等の契約等、様々な契約行為が必要となります。未成年者がこれらの契約を締結する際は、未成年後見人が法定代理人として同意を行うこととなります。これに当たって未成年後見人は、子どもの意向を聞き、意見交換をして、適切な判断をせねばなりません。「大人」である未成年後見人としては、どうしても、未成年者が有する限られた財産を維持するとか、子どもに失敗をさせないようにとの観点から、無難な安定した道を推奨したくなりますが、子どもの挑戦を果敢に応援すべき場面もあるはずです。

なお、成年年齢引下げにより、未成年後見は子どもが18歳に達した時点で終了することになりました。従前は、子どもが高校を卒業する少し前から準備を始め、高校を卒業して新生活に慣れ、徐々に独り立ちしていくところまで伴走することができました。しかし、成年年齢引下げにより、子どもが高校3年生である間に未成年後見が終了してしまうこととなり、自立支援の最も重要な場面に未成年後見人が関与できないことになってしまいました。現場レベルでは、（元）未成年後見人がボランティアで支援を継続することで対処していますが、そのような好意にばかり頼る状況は健全とはいえません。少なくとも継続的な支援にあたる（元）未成年後見人に何らかの報酬を支払う等、国が主導した対応が求められます。

2　未成年後見人に対する報酬支援と賠償保険

未成年後見人の報酬は、家庭裁判所の審判により、被後見人の財産の中から支払われます（民法862条）。しかし、未成年者が十分な財産を有しない場合も少なくありません。特に未成年後見人は主に身上監護の必要性から選任される場合も多く、そうした場合には、被後見人の財産から後見人が報酬を受け取ることができません。

そこで、被後見人の財産が小額であり（預貯金、有価証券、不動産の評価額が1700万円未満）、当該児童が保護・支援を必要とする児童であると児童相談所が把握している場合には、自治体（都道府県及び児童相談所を設置している市と特別区）が専門職後見人に対して報酬を支払う制度が厚生労働省により事業化されています（詳細は、厚生労働省のホームページ等より「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」を御参照ください。）。なお、この事業は、自治体が事業化を決定して要綱を整備しなければ当該自治体において運用がされません。当委員会の調査では、いまだ事業化がされていないところがありますので、そうした自治体に対応する弁護士会においては、ぜひ、自治体に対して事業化の働きかけを行ってください。

ところで、未成年後見人は被後見人の身上監護義務を負うため、被後見人が第三者に損害を与えた場合には、監督義務者として民法の規定により損害賠償義務を負う場合があります。この賠償義務を補填するための保険として、上記厚生労働省の事業により保険料が補助される未成年後見人補償制度（日本社会福祉士会のホームページに詳細があります。）及び弁護士賠償保険に付加される未成年後見賠償責任人特約制度（全国弁護士協同組合連合会のホームページに詳細があります。）があります。

また、弁護士会によっては、上記厚生労働省の事業の対象とならず、報酬が見込めない未成年後見人業務を支援するために、報酬や保険料を補助する制度を独自で設けているところもありますので、各弁護士会に御確認ください。

こうした制度が設けられているものの、援助事業の対象とならず、未成年後見人業務を無報酬で行わざるを得ない場合が存在します。未成年後見人は、親権者がいない場合又は親権者が親権行使をできない場合に、親権者に代わって未成年者の権利を守る重要な役割を担っています。その役割に見合った報酬が受け取れるようにするために、今後も関係機関への働きかけを行っていく必要があります。

3　戸籍記載に関する問題

昨年当委員会で行った未成年後見に関するアンケートでは、以下の通り、個人情報である後見人に関する戸籍上の氏名等が被後見人の戸籍に記載されることによる不安や、また具体的な支障等が複数報告されました。また、戸籍記載に伴う懸念事項によって、未成年後見人推薦名簿への登載を控えているとの会員の声もありました。

こうした実態を踏まえ、当委員会では、まず現状の未成年後見人制度の課題を関係当局に指摘するとともに、最終的には戸籍法の改正を目指していきたいと考えています。

【戸籍記載に伴う問題及び懸念を生じている事例（アンケート結果から）】

(1)虐待親側から自宅住所に後見人宛ての文書が送付された
(2)後見人の本籍地（後見人の実家）に支払督促書面が届いた
(3)戸籍事項の記載を親から反対されて、名簿から抹消した
(4)戸籍筆頭者に話すに当たり、戸籍記載の合理性・必要性に疑問があり説明に窮した
(5)戸籍記載に家族の賛同を得られず、名簿から抹消せざるをえなかった
(6)後見人の氏の変更、法人受任した場合の事務所移転の際に被後見人の戸籍の記載事項が変更できない、等

第33回全国付添人経験交流集会　in長崎（参加対象：会員・学者等）

本集会では、少年事件の付添人活動についての経験を共有し、付添人活動の質の向上を目指すもので、会員及び学者の皆様を対象に毎年開催しています。本年度は3年ぶりの現地開催で、付添人活動に限らず子どもの権利に関する様々なテーマを取り上げます（※1）。1日目の夜には懇親会も開催します（※2）ので、どうぞ御参加ください。

◎日　時　2023年2月17日（金）・18日（土）
◎場　所　出島メッセ長崎（長崎県長崎市尾上町4-1）
◎全体会　少年事件における「原則黙秘」の考え方

◎分科会概要（＊内容は変更の可能性がございます。）
- 校則調査 ～校則の見直しを全国で～
- 外国につながる子どものいま
- 子どもアドボカシー～子どもの意見表明権を保障するために～
- 子どものSOSにリーチする～弁護士子どもSNS相談の常設化から～
- 帰住先調整における付添人と地域生活定着支援センター等との連携について
- 臨床心理士と考える 子どもの意見表明権の保障のための子どもの手続代理人の活動

■申　込　日弁連会員専用サイトを御確認の上、オンライン上でお申し込みください。
HOME ＞ イベント ＞ 2022年 ＞ 第33回全国付添人経験交流集会

※1 分科会によって参加対象が異なります。詳細は会員専用サイトを御参照ください。会場の定員の都合上、御希望の分科会に御参加いただけない場合があります。
※2 新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、懇親会を開催しない場合がございます。